一　道路の種類　一般国道
二　路線名　六号
三　指定する道路の部分

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区高砂二丁目二四番から同市宮城野区中野字田中一四〇番一まで	前	二二・六八～五四九・一五メートル	〇・九五〇キロメートル
	後	二二・六八～五四九・一五メートル	〇・九五〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十四年十一月三十日

○東北地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　四十七号及び百八号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市鳴子温泉字新屋敷三番一から同市鳴子温泉字新屋敷一八番一二まで	前	二二・三八～二六・五三メートル	〇・〇七九キロメートル
	後	二二・三八～三三・〇五メートル	〇・〇七九キロメートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号及び四十七号　大崎市三本木音無字上城野一四二番から同市三本木坂本字山中二六番三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　六号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区高砂二丁目二四番から同市宮城野区中野字田中一四〇番一まで	前	二二・六八～五四九・一五メートル	〇・九五〇キロメートル
	後	二二・六八～五四九・一五メートル	〇・九五〇キロメートル

四　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
六号　仙台市宮城野区高砂二丁目二四番から同市宮城野区中野字田中一四〇番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
二十号　茅野市宮川字家下四四八五番一二から同市宮川字素麺畑四四五三番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月一日

○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
六　号　仙台市宮城野区高砂二丁目二四番から同市宮城野区中野字田中一四〇番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月一日十五時

○関東地方整備局告示第四百十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
十八　号　安中市原市三丁目字芝原東九九四番一から同市原市二丁目字芝原西一〇四二番九地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月三十日

○関東地方整備局告示第四百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　関東地方整備局長　森北　佳昭

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八　号　上越市大字下源入字四反田二二三番一から同市大字春日新田字大工町一番一まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月三十日

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八　号　滑川市上小泉一〇二番から同市上小泉一〇四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月三十日

○北陸地方整備局告示第百十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八　号　上越市大字下源入字四反田二二三番一から同市大字春日新田字大工町一番一まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月三十日

○北陸地方整備局告示第百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
八　号　滑川市上小泉一〇二番から同市上小泉一〇四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月三十日